

## 条例等立案表

題名 徳島県教職員被服等貸与規則の一部を改正する規則	課(室)名 福利厚生課
	担当者名 梅田 光代
電話番号 三一七九	
制定理由 技能労務職員の行政職への転職に伴い、被服等の貸与対象者についての整理を行う必要がある。	
あらまし 一 技能労務職員の行政職への転職に伴い、技師(実習)、技師(介助)、技師(業務)の職名以外の職員が技師(実習)、技師(介助)、技師(業務)の業務に従事することとなるため、被服等の貸与対象者について所要の改正を行うこととした。 二 この規則は、平成二十四年四月一日から施行することとした。	
予算上の措置	考
関係法規	備
法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教職員被服等貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年 月 日

徳島県教育委員会

委員長

西池氏裕

徳島県教職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

徳島県教職員被服等貸与規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表県立学校に勤務する技師（実習）の項の項名を「実習の補助に従事する職員」に改め、同表県立学校に勤務する技師（介助）の項の項名を「児童又は生徒の介助業務に従事する職員」に改め、同表技師（業務）の項の項名を「諸用務に従事する職員」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(新旧対照表)

(新) 別表(第二条、第三条関係)

貸与対象者							貸与品目			員数	貸与期間																
実習の補助に従事する職員							作業服上・下	三	二年	作業ぐつ	一	一年	ゴム長ぐつ	二	一年	作業用手袋	六	一年	作業帽	二	一年	雨衣	一	二年	防寒服	一	三年

(旧) 別表(第二条、第三条関係)

貸与対象者							貸与品目			員数	貸与期間																
県立学校に勤務する技師(実習)							作業服上・下	三	二年	作業ぐつ	一	一年	ゴム長ぐつ	二	一年	作業用手袋	六	一年	作業帽	二	一年	雨衣	一	二年	防寒服	一	三年

貸与対象者  
児童又は生徒の介助業務に従事する職員

貸与対象者		貸与品目			員数	貸与期間
作業服上・下	三	二年	作業ぐつ	一	一年	

貸与対象者  
県立学校に勤務する技師(介助)

貸与対象者		貸与品目			員数	貸与期間
作業服上・下	三	二年	作業ぐつ	一	一年	

貸与対象者  
諸用務に従事する職員

貸与対象者							貸与品目			員数	貸与期間									
作業服上・下	四	二年	ゴム長ぐつ	一	二年	ゴム手袋	一	一年	雨衣	一	三年	エプロン(女子)	一	三月	作業用手袋	六	一年	防寒服	一	三年

貸与対象者  
技師(業務)

貸与対象者							貸与品目			員数	貸与期間									
作業服上・下	四	二年	ゴム長ぐつ	一	二年	ゴム手袋	一	一年	雨衣	一	三年	エプロン(女子)	一	三月	作業用手袋	六	一年	防寒服	一	三年

# 概 要 説 明

## 1 改正理由

技能労務職員の行政職への転職に伴い、職名が技師（実習）、技師（介助）、技師（業務）ではなくなるものの、これらの業務に一部従事する職員が発生する。

また、勤務先を限定しているため、配属先によっては実際に被服貸与対象の業務を行うにもかかわらず、被服貸与を受けられない場合が考えられる。

以上のことから、実態に応じて被服貸与が必要な業務に従事する職員に貸与することができるよう所要の改正を行う。

## 2 改正内容

徳島県教職員被服等貸与規則の貸与対象者のうち、「県立学校に勤務する技師（実習）」を「実習の補助に従事する職員」に、「県立学校に勤務する技師（介助）」を「児童又は生徒の介助業務に従事する職員」に、「技師（業務）」を「諸用務に従事する職員」にそれぞれ改正する。

## 3 施行期日

平成24年4月1日